

〈NGO・外務省定期協議会 2024 年度第 1 回 ODA 政策協議会 議題案／質問状記入シート〉

1. **議題案名**:

外務省「令和6年度予算の概要」について

2. **議題の背景**:

2023年度第2回ODA政策協議会において、NGO側コーディネーター一同の提案による議題「令和6年度外務省概算要求について」が協議されました。その際に外務省からは、議題提案者の指摘を受け、「令和6年度概算要求の概要」の記載の一部について、予算の閣議決定等を経て作成する資料において修正する、との説明がありました。

しかし予算成立後に発表された「令和6年度予算の概要」を確認したところ、修正がなされていません。

3. **議題に関わる問題点(議題に上げたい理由)**:

上記ODA政策協議会においては、「令和6年度概算要求の概要」のなかで、とくに3ページ目の「外務省概算要求の3つのポイント」の内容について、「開発協力大綱」からの逸脱、あるいは「開発協力大綱」改定時の外務省の説明との齟齬があるのではないか、との指摘が議題提案者からなされました。それについて、以下の議事録のとおり意見が交わされました。

(2023年度第2回ODA政策協議会議事録 40ページから引用)

○五十嵐(外務省 国際協力局 政策課 首席事務官) 御指摘の点、おっしゃるとおりと思う部分がありまして、一貫性について若干ずれがあったり、表現に関して必ずしもこれまでの議論が完全に踏まえていないのではないかとこのところは、我々も悩ましいのは省内で予算に関してどういった形で整理するかというのは必ずしも国協局だけではないのです。当然安全保障をメインで見ているところとも議論をしながらつくっていくところではあるのですけれども、そこで確かに認識のずれといいますか、そこが少なくとも伺えるような形で出てきてしまっているというのは事実であるかと思います。このずれに関しては改めて、タイミングとしては恐らく要求の段階のものを今から再度直すというよりは、今まさに議論しているところですので、来年度予算を政府案として出て、その形を作る際に、きちんと踏まえた形で表記も含めて整理をさせていただこうと思います。

●若林(THINK Lobby 所長/(特活)国際協力NGOセンター(JANIC)理事) それは閣議決定の際に提出する内容という理解でいいですか。

○五十嵐(外務省 国際協力局 政策課 首席事務官) 閣議決定の際に、こういった同じような形で概要をまとめた資料を作成させていただくことになるかと思います。

●若林(THINK Lobby 所長/(特活)国際協力NGOセンター(JANIC)理事) その段階で修正をする。

○五十嵐(外務省 国際協力局 政策課 首席事務官) そうです。もちろん表現の仕方もそうです。

(後略)

(議事録引用ここまで)

議事録にある通り、外務省の五十嵐首席事務官は指摘を受けた箇所について「一貫性について若干ずれがあったり、表現に関して必ずしもこれまでの議論が完全に踏まえられていないのではないか」という点を認め、何らかの修正を行うとの説明を行いました。

しかしながら、令和6年度予算成立後にウェブサイトに掲載された「予算の概要¹」を見たところ、指摘の中心となった「外務省予算の3つのポイント」のポイント「1」と「3」について、全く変更がなされていません。唯一変更が認められるのは、5ページ目（「概算要求」時の資料²では6ページ目）の「ODAの活用を含めた経済安全保障の戦略的推進」の箇所で「同志国」の記載が削除された点のみです。
【資料1を参照】

4. **外務省への事前質問（論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係などがあれば）:**
（とくになし）

5. **議題の論点（定期協議会の場で主張したいことや、外務省に聞きたいこと）:**

（1）修正するとの回答をしながら、「外務省予算の3つのポイント」において記載が修正されなかった理由は何でしょうか。閣議決定された「開発協力大綱」に対して、「認識のずれ」があってはならないものと考えます。しかし、上記の議事録にあるように、外務省内に「認識のずれ」があるのであれば、従来なかった「外務省予算の3つのポイント」のページを、2024年度予算に際して新しく挿入する必要はなかったのではないのでしょうか。内容を修正しないまま掲載するとの判断にいたるまで、外務省内ではどのような議論がなされ、どのような「認識のずれ」が依然として残っているのでしょうか。2024年度NGO・外務省定期協議会「全体会議」では時間が十分ではありませんでしたので、2024年度ODA政策協議会で具体的な説明を求めます。

（2）文面が修正されませんでしたので、改めて「外務省予算の3つのポイント」について、2023年度第2回ODA政策協議会で十分に議論できなかった以下の質問をさせていただきます。

「ポイント1」について

「ポイント1」には、「国民の生命と安全、日本の名誉と尊厳を守ります」を表題として「国家安全保障戦略を実施する予算です」と記載され、その下に並ぶ3項目のなかに「ODAの戦略的活用やOSAを通じて同志国の能力を高め、望ましい安保環境を創ります」と記されています。この文の意味としては、「ODAの戦略的活用」と「OSA」の両方を通じて「同志国の能力を高め」と理解するのが妥当だと思われまます。「同志国の能力」とは、「国家安全保障戦略を実施する」という文脈から、同志国の安全保障能力あるいは抑止力のことを指すと考えられます。

開発協力大綱改定に関わる意見交換会やODA政策協議会において、外務省は一貫して、経済社会開発のためのODAと安全保障能力強化のためのOSAとは目的が異なり全く別のものである（従ってOSAは「非軍事原則」の枠外である）と説明してきました。しかし、上記「ポイント1」の記述によれば、ODAはOSAと同じように同志国の安全保障能力あるいは抑止力の強化という目的を有していること

¹ 外務省「令和6年度予算の概要」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100599986.pdf>

² 外務省「令和6年度概算要求の概要」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100546567.pdf>

になります。こうした目的を持つODAが実施されるなら、開発協力大綱の「非軍事原則」に反すると思われませんが、外務省はどのように考えているでしょうか。

「ポイント3」について

「ポイント3」では、「日本企業の海外展開を支援する予算です」との表記に続いて「日本企業の強みを生かしたオファー型協力のODAを行い、途上国の開発課題の克服と日本の経済成長につながります」と説明されています。

開発協力大綱においてオファー型協力は、開発協力の「進化したアプローチ」のひとつとして「相手国からの要請を待つだけでなく」「日本の強みを活かした魅力的なメニューを作り、積極的に提案していく」と定義されています（「開発協力大綱」2023年6月9日閣議決定、11ページ）。つまり、いわゆる「要請主義」とは異なる新しい「アプローチ」として提示されていると考えられます。

これに対し、「ポイント3」の記述では、オファー型協力が「日本企業の海外展開を支援」する目的で実施されている印象を与えるものです。オファー型協力の主旨や目的は、「日本企業の海外展開」なのでしょうか。外務省の考え方を改めてご説明ください。

(3)ODA政策協議会は20年以上にわたり、外務省が関わるODA政策について、外務省およびNGOの双方が意見・情報交換をおこない、よりよいODAのありかたをともに考える場として開催されてきました。逐語の議事録が当日の資料とともに公開され、協議会のアカウントビリティも担保されてきました。

「令和6年度予算の概要」がODA政策協議会の場での発言と異なり修正されなかったことで、ODA政策協議会が形骸化しているのではないかという懸念が生じかねません。外務省にとってのODA政策協議会の意義について、改めてご説明ください。

添付資料：

1. 外務省「令和6年度概算要求の概要」「令和6年度予算の概要」の比較
2. 外務省「令和6年度概算要求の概要」
3. 外務省「令和6年度予算の概要」
4. 2023年度第2回ODA政策協議会議事録

➤ 氏名：ODA政策協議会NGO側コーディネーター一同

以上